公印省略

２教高第５２７２号
２教特第２１２２号
２教人第１４４３号
２教体第２７５５号
令和３年１月１３日

各県立学校長　殿

福岡県教育委員会教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に伴う教育活動における新型コロナウイルス感染防止等に係る留意事項の更新について（通知）

このことについて、本県が、緊急事態宣言の対象区域に追加されたことから、「教育活動における新型コロナウイルス感染防止等に係る留意事項の更新について」（令和２年１２月８日２教高第４８２８号・２教体第２４９０号）等で示していた留意事項等を更新しました。

ついては、各学校においては、警戒度をより一層高め、感染症対策のさらなる徹底を図るようお願いします。

なお、この留意事項については、今後の感染状況等に応じ、変更する場合があることを申し添えます。

【本件担当】
○教育活動に関すること
高校教育課
指導班　中島　敦雄
TEL：０９２－６４３－３９０５
○特別支援教育に関すること
特別支援教育課
指導班　藤野　和男
TEL：０９２－６４３－３９１４
○人権・同和教育に関すること
人権・同和教育課
指導班　祖田　伸二
TEL：０９２－６４３－３９１７
○保健管理に関すること
体育スポーツ健康課
保健給食係　諸藤　彰
TEL：０９２－６４３－３９２２
○運動部活動に関すること
体育スポーツ健康課
体育・健康教育班　内田　ひろみ
TEL：０９２－６４３－３９２３

別紙１

# 教育活動における感染防止等に係る留意事項

## １　基本的な対応

（１）可能な限り３つの密を回避する工夫を行い、こまめな手洗い・咳エチケットを徹底し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら、教育活動を継続すること。その際、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和２年１２月３日 Ver.5 文部科学省。以下「衛生管理マニュアル」という。）における対応及び「「新しい生活様式」の実践例」（厚生労働省）を参考にし、感染症対策のさらなる徹底を図ること。

（２）学校医及び学校薬剤師などと連携し、感染防止について具体的な指導・助言を得ることができるような体制を構築しておくこと。

（３）感染者及び濃厚接触者の発生について把握できるような連絡体制を構築しておくこと。その際、個人情報の取扱いについては十分留意すること。

（４）マスクについては、感染防止の観点から原則として着用するよう指導すること。また、公共交通機関においては、マスクの常時着用を促すとともに、会話を控えることなど感染防止について指導すること。ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はないこと。

ア　十分な身体的距離が取れる場合

イ　気温・湿度や暑さ指数（ＷＢＧＴ）が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合。その際、換気や可能な限り幼児児童生徒（以下「生徒」という。）の間に十分な距離を保つなどの感染防止対策を講じること。

　なお、マスクの取外しについては、教育活動の態様や生徒等の様子なども踏まえ、臨機応変に対応すること。

（５）次のア～エを踏まえ、生徒及び教職員の毎日の登校・出勤前等の健康観察を改めて徹底すること。

ア　「健康観察シート」（別紙３）を用いるなど、登校前に自宅において生徒の健康状態（検温等）の確認を行うよう指導すること。

　なお、登校前に確認できなかった生徒については、保健室等において検温や健康状態の確認を行うこと。

イ　登校後においても生徒の体調観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、速やかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。

ウ　生徒若しくは教職員又はその同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合は登校・出勤をさせないこと。

エ　教職員については、多数の生徒に接する業務であることに鑑み、各学校において、教職員が発熱等の風邪症状がある時には休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整えること。

（６）校内の清掃・消毒については、衛生管理マニュアル第２章２（２）「③清掃・消毒」を参照し、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れる方法により実施すること。

（７）登校に際して、不安を持つ保護者及び生徒に対しては、学校で講じる感染防止対策について十分説明し、学校運営の方針等について理解を得るよう努めるとともに、生徒の不利にならないよう弾力的に対応すること。

（８）医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患等がある生徒については、地域の感染状況を踏まえ、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をすること。

なお、医療的ケアを必要とする生徒の登校に当たっては、事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。

（９）通学バスの運行に当たっては、生徒に発熱がなくても咳や喉の痛みなど風邪の症状がみられる場合は、通学バスの乗車を控えるよう保護者等に要請するとともに、通学バスの運行会社に対しては、運転手及び添乗員の健康管理の徹底を図り、体調不良が確認された際は、感染防止の観点から適切に対応するよう要請すること。

(10) 寄宿舎を設置している学校においては、集団感染防止等の観点から、入浴や食堂利用時において使用人数を制限するなど、施設の規模や実情に応じて、適切な感染防止対策を講じること。

(11) 学校外の行動については、不要不急の外出を避け、特に２０時以降の不要不急の外出は控えるよう生徒及び教職員に対し徹底を図ること。

## ２　授業等における対応

（１）教室等において換気を徹底することとし、授業中や休み時間など、気候上可能な限り常時、可能であれば２方向の窓を同時に開けて行うこと。

なお、エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行うこと。

また、換気に伴う室温低下による健康被害が生じないよう、生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

このほか、常時換気の方法、冬季における換気等については、「衛生管理マニュアル」第２章３「(１)「密閉」の回避（換気の徹底)」の内容に留意すること。

（２）主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善の推進において、特に、グループ活動やペアワーク等を実施する場合は、教室等のこまめな換気やマスク着用の徹底などの感染防止対策を十分に講じること。

（３）できるだけ個人の教材教具を使用させ、生徒同士の貸し借りはさせないこと。教材、教具、機器及び設備を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

（４）教科等における感染防止のための対応については、次の表を参考にすること。

| 教科等 | 感染防止のための主な対応例 |
|---|---|
| 教科共通 | 生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動は実施しないこと。 |
| 総合的な学習（探究）の時間 | 外部の専門家等による講義及び探究活動におけるフィールドワークなどについては、実施形態や実施時期及び活動場所の感染状況を考慮し、感染防止の措置を講じた上で実施すること。 |

| | |
|---|---|
| 理科 | 生徒同士が近距離で活動する実験や観察は、実施しないこと。 |
| 保健体育 | 【体育】<br>・「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は行わないこと。<br>・可能な限り屋外で授業を行うこと。体育館などの屋内で実施する場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。<br>・運動時のマスクの着用による身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中の話し合いの場面や準備や後片付けの時など、運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられること。<br>・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（２～３人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。 |
| 芸術 | 【美術・書道】<br>・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動は、実施しないこと。<br>・道具は可能な限り人数分を準備し、使用前後の手洗いを行わせること。 |
| | 【音楽】<br>・室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏は、実施しないこと。<br>・対面での練習や密閉状態での指導を避けること。<br>・共用した楽器は、使用後に消毒を行うこと。 |
| 家庭・福祉 | 【調理実習】<br>・生徒同士が近距離で活動する調理実習については、実施しないこと。<br>【被服実習】<br>・裁縫機器等を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。<br>【介護実習】<br>・実習ベッドは身体的距離の確保に配慮して配置すること。<br>・生徒同士の距離を可能な限り確保し、対面とならないようにすること。 |
| 情報・商業 | ・必要に応じて、パソコン等の機器の消毒を行うこと。<br>・授業前後の生徒の手洗いを行わせること。 |
| 農業・水産 | ・必要に応じて、施設・設備の消毒を行うこと。教材、教具、機器及び設備を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。<br>・販売実習は、原則として中止とすること。止むを得ず実施する場合は、密接を避け、販売者と購入者の距離を確保すること。 |
| 工業 | ・必要に応じて、使用する機器類の消毒を行うこと。<br>・班ごとの実習においては、可能な限り生徒間の距離を確保すること。 |

（５）食堂の利用時においては、食事の前後の手洗いを徹底し、椅子を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの指導を行うこと。

（６）教室等において給食や生徒同士で昼食をとる場合、教職員が同室で食事をとる場合は、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないような席の配置や距離がとれなければ会話を控える、食事後の歓談時にはマスクを着用するなどの

対応を徹底すること。

## ３　学校行事

（１）運動会、クラスマッチ、文化祭、学習発表会、始業式、終業式など宿泊又は集団での長距離・長時間の移動（以下「宿泊等」という。）を伴わない学校行事については、本県内の感染状況を慎重に見極め、実施の可否を判断すること。実施する場合は、感染症対策の徹底を図ること。

なお、令和２年度の卒業証書授与式については、「令和２年度卒業証書授与式における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和３年１月７日２教高第５０５０号・２教特第２０７０号）に基づき実施すること。

（２）修学旅行など宿泊等を伴う学校行事については、緊急事態宣言中は実施を控えること。緊急事態宣言解除後についても、本県内及び訪問先の感染状況を慎重に見極め、旅行事業者等と連携し、適切な実施の時期、内容及び方法を検討するとともに、万全の感染防止対策を講じること。特に、海外修学旅行や海外研修については、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、海外安全情報、日本からの渡航者に対する入国制限措置、入国後の行動制限の状況等を外務省ホームページ等で確認すること。

なお、実施しない場合においても、その教育的意義や生徒の心情等にも配慮し、可能であれば延期や代替案を検討すること。

## ４　課外授業

課外授業（いわゆる「土曜講座」等を含む。）は、「２　授業等における対応」を踏まえ、適切に対応すること。

## ５　大学等入試及び就職試験

大学等の入試又は就職活動に伴う面接・試験等を県内外で受験する場合は、目的地の感染状況や自治体からの呼び掛けをよく確認し、混雑する場所を避け、「マスク」「手洗い」「身体的距離」「三密の回避」など、自身の感染防止対策はもとより、相手に感染させない対策を十分に講じること。

## ６　生徒・教職員の感染が判明した場合等の対応

別紙４に基づき対応すること。

## ７　生徒の人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連した生徒等の人権への配慮については、これまで発出した通知文や管理職研修等で示した留意点を踏まえること。

特に、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口を適宜周知するとともに、生徒や保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど組織的な心のケアに取り組むこと。

別紙２

# 緊急事態宣言期間中の部活動の留意事項

緊急事態宣言期間中の部活動の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

また、今後も新型コロナウイルス感染症に係る対応が続くことが考えられることから、「新しい生活様式」を踏まえ、引き続き感染防止対策を徹底すること。

なお、県のホームページ等により、感染状況の最新の情報を入手し、生徒が感染する可能性がある場合は、躊躇なく計画の変更・中止等を行うなど適切な措置を講じること。

## １　活動計画等について

- 生徒本人と保護者の意向を十分に確認し、同意を得た上で活動すること。その際、活動への参加を強制することがないよう配慮すること。
- 「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」、「福岡県文化部活動の在り方に関する指針」に則り、休養日は週２日、活動時間は平日２時間程度、休日３時間程度について遵守すること。

  なお、公式大会等が直近にない部活動については、休養日の拡大や活動時間の短縮等を行うこと。
- 各中央競技団体等が示す感染症拡大予防ガイドラインに基づき、活動を行うこと。示されていない競技については、中央もしくは県の競技団体に問い合わせの上、その指示に基づき活動すること。
- 生徒同士が組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動及び大きな発声や激しい呼気を伴う活動等の感染リスクの高い活動については制限することも含めて検討すること。
- 他校との交流がある活動、宿泊を伴う活動及び県外での活動は自粛すること。（学校体育団体・文化団体・県競技団体等が主催・共催する公式大会等への参加は除く。）

## ２　感染防止対策について

- 活動前・活動中・活動後の健康観察（活動前の検温を含む）を必ず行うとともに、体調がすぐれない生徒は速やかに下校するよう指導すること。
- こまめな休憩を挟み、その都度うがいと手洗いを徹底するよう指導すること。
- 給水用のボトルやコップ、タオル等は共用しないよう指導すること。
- 器具や用具（トレーニング器具や楽器、調理器具、実験器具等）を共有で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせること。
- 室内で活動する場合にはこまめな換気や手洗いを行うとともに、消毒液の設置や生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の消毒を行うこと。
- 狭い場所等で生徒が密集する活動や向かい合って発声したりする活動については、感染状況等を踏まえ、密集せずに距離を取って行うことのできる活動に替えるなどの工夫をすること。
- 部室等の利用は短時間とし、一斉に多数の生徒が利用しないようにするとともに、部室内での会話はしないよう指導すること。
- 部活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控えるよう指導すること。
- 打ち合わせやミーティングについては、オンライン等を活用するなど工夫すること。
- 運動時のマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

例

別紙３

# 健康観察シート

年　　組　氏名

※感染症対策のために、毎日の健康観察が大切です。毎朝体温を測り、体調の確認をしてください。
**※発熱等の風邪の症状がある場合は、自宅で休養し、必ず学校に報告してください。**
**※次の症状がある場合は、「重症化を防ぐ」「人に感染させない」ために、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談してください。**
**なお、相談する医療機関に迷った場合は、最寄りの「受診・相談センター」（保健所）にお問い合わせください。**

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある
- 基礎疾患がある場合で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- 上記のほか、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている

「受診・相談センター」の連絡先…https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html

| 月　日 | | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 曜　日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体　温（起床時）<br>（平熱　　℃） | | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ |
| 体　調 | のどの痛み | | | | | | | | | | | | | | |
| | せき | | | | | | | | | | | | | | |
| | だるさ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 息苦しさ | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | | | | |

別紙４

# 生徒・教職員の感染が判明した場合等の対応（１月13日時点）

## １　基本的事項

(1) 生徒が感染した場合、生徒並びにその同居家族が濃厚接触者に特定された場合、及び生徒が新型コロナウイルスの検査を受けた場合は、速やかに学校に連絡するよう、保護者に依頼しておく。その際、個人情報の取扱いには十分留意する。

(2) 生徒が感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合に備え、学校において保健所及び県・保健所設置市の衛生主管部局の窓口となる担当者を決めておく。

## ２　生徒の感染が判明した場合

※別添「県立学校の関係者に新型コロナウイルスの感染が判明した場合の対応フロー（１月13日時点）」参照

(1) 生徒本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、体育スポーツ健康課にその旨報告するとともに、保健所が行う当該生徒の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力する。

(2) 学校関係者での濃厚接触者の状況、臨時休業の実施の要否、範囲に関する保健所の意見等をもとに、体育スポーツ健康課と協議の上、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部又は一部の臨時休業を実施するかどうか判断する。なお、臨時休業を行った場合、学校の再開については、濃厚接触者の検査の状況、校内の消毒の状況等を考慮して、体育スポーツ健康課と協議の上決定する。

(3) 当該生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止（治癒するまで）の措置をとる。また、出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第５条に基づき、保健所に連絡する。

(4) 他の生徒への健康観察を徹底する。

(5) 学校の消毒等については、保健所より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示がない場合には、当該生徒の行動範囲等を考慮して、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（最新版＝令和２年12月３日　Ver.5）」の第４章２（１）「③校舎内の消毒」（Ｐ59～Ｐ60）を参照し、校内の消毒を行う。

(6) 必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

## ３　生徒が濃厚接触者に特定された場合

(1) 生徒本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、速やかに体育スポーツ健康課に報告する。

(2) 当該生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止（感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して２週間を基準）の措置をとる。また、出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第５条に基づき、保健所に連絡する。

(3) 当該学校に係る臨時休業の必要性を判断するため、当該生徒の学校内における活動の態様、接触者の状況等、臨時休業の必要性に係る判断材料を収集し、保健所に臨時休業すべきかどうか相談の上、体育スポーツ健康課と協議する。

(4) 当該生徒が検査を受け、陽性であることが判明した場合は、その後は２の取扱いとなる。

＜次ページへ続く＞

## ３　生徒が濃厚接触者に特定された場合（続き）

(5) 他の生徒への健康観察を徹底する。

(6) 保健所が行う当該生徒の経過観察に協力する。

(7) 必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

## ４　生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合

(1) 生徒本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、速やかに体育スポーツ健康課に報告する。

(2) 当該同居家族が、濃厚接触者として検査を受けた場合は、当該検査結果が判明するまで、自宅待機するよう指導する。その場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。
　その後、当該同居家族が陽性であることが判明した場合は、当該生徒本人も濃厚接触者となる可能性が高いため、その後は３の取扱いとなる。

(3) 当該同居家族について、濃厚接触者ではあるものの、体調に変化がないということで保健所から検査を案内されなかった場合についても、保健所の健康観察が継続する間は、自宅待機するよう指導する。その場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。

(4) 出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第５条に基づき、保健所に連絡する。

(5) 他の生徒への健康観察を徹底する。

(6) 保健所が行う当該生徒の経過観察に協力する。

## ５　教職員の感染が判明した場合の対応について

上記１～４の取扱いに準じるものとする。

別紙４別添

# 県立学校の関係者に新型コロナウイルスの感染が判明した場合の対応フロー（１月13日時点）

## 【プロセス1】学校関係者（生徒・教職員）がPCR検査等（抗原検査を含む。）を受検

＜対応＞

○当該生徒については出席停止（教職員については症状が見られる場合は特別休暇（出勤困難休暇）、症状はないが、感染が疑われる同居親族等と接触した場合は職務専念義務免除）
○体育スポーツ健康課に検査受検中の報告（別途送付した報告様式に、症状、発症日、検査に至った経緯等を記載）
○感染が判明した場合に備え、業務執行体制、連絡体制を確認。
○症状を呈した2日前（無症状の場合は検査日の2日前）以降の学校内外での活動状況、人との接触状況を把握。

**【ケース1-A】陽性判明**

**【ケース1-B】陰性判明**

**体育スポーツ健康課に結果報告**

## 【プロセス2】臨時休業を行うかどうか検討

＜対応＞

○体育スポーツ健康課に一報を入れる。（判明が週休日や祝日の場合は、別途連絡している緊急連絡先に電話連絡する。）
○保健所からの感染者・濃厚接触者に関する情報、臨時休業の要否・範囲に関する意見等をもとに、以下の場合に応じ、体育スポーツ健康課と協議の上、臨時休業を行うかどうか判断する。

**【ケース2-A】学校関係者に濃厚接触者がいる、又はいる可能性がある場合（保健所と連絡が取れない場合を含む。）**

**【ケース2-B】当該学校関係者が長期欠席している等、学校関係者に濃厚接触者がいないことが明らかな場合等で、保健所の意見を踏まえ、臨時休業の必要はない、と判断した場合**

**臨時休業は実施せず、教育活動を継続**
※必要に応じ、校内の消毒を実施（プロセス5と同様）

## 【プロセス3】学校の臨時休業（学校全体、学年単位、学級単位）

＜対応＞

○臨時休業は、体育スポーツ健康課と協議の上、濃厚接触者の状況が不明の場合には、原則として学校全体で行い、濃厚接触者の状況が判明している場合には、その状況等に応じ、学校全体、学年単位又は学級単位で行う。
○学校全体の臨時休業を行う場合は、すべての教育活動（課外授業、部活動等）を中止する。また、学年単位、学級単位で臨時休業を行う場合は、当該学年、当該学級の生徒が関わる教育活動を中止する。
○臨時休業を行うことについて、速やかに一斉メール等の手段により生徒に連絡する。
○濃厚接触者の状況が不明の場合は、保健所（当該学校関係者を検査した保健所（基本的に当該学校関係者の住所地を管轄する保健所）又は学校を管轄する保健所）に連絡し、学校関係者における濃厚接触者の有無を聴取するとともに、濃厚接触者を特定する上で学校が行うべき作業及び消毒すべき箇所・実施方法について指示を受ける。
○体育スポーツ健康課に当該陽性者の経過（発症時の状況、発症日、検査を受検するまでの経緯、陽性判定日等）、保健所とのやりとり、他の学校関係者における体調不良者の有無、学校の対応等を報告する。
○教職員の出勤については、保健所等との連絡、消毒等のための必要最小限にとどめ、その他の教職員は在宅勤務とする。
○必要に応じて、プライバシーに配慮の上、生徒、保護者に文書配布等により、学校関係者に感染が判明したこと、臨時休業を行うこと、偏見・差別は断じて許されるものではないこと等を伝える。

**【ケース3-A】学校関係者に濃厚接触者がいる、と保健所が判断した場合**

**【ケース3-B】学校関係者に濃厚接触者はいない、と保健所が判断した場合**

## 保健所による濃厚接触者の特定、PCR検査等

## 【プロセス4】濃厚接触者のPCR検査等に関する対応

＜対応＞

○濃厚接触者となった学校関係者への対応等について、保健所の指示に従う。
○保健所により特定された濃厚接触者の人数、生徒・教職員の別、属性（同一学級、同一部活動など）、症状の有無（有の場合、主な症状の内容や発症日）、検体採取日、結果判明予定日を体育スポーツ健康課に報告する。
○検査結果が判明し次第、その検査結果を体育スポーツ健康課に報告する。

**【ケース4-A】陽性判明**

**【ケース4-B】陰性判明**(注)

## 【プロセス5】校内の消毒

＜対応＞

○保健所からの指示がある場合はその指示に従い、特段の指示がない場合には、当該学校関係者の行動範囲等を考慮して、衛生管理マニュアル※第4章2(1)③(P59～P60)を参照し、校内の消毒を行う。
※文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和2年12月3日 Ver.5）

※必要に応じ、校内の消毒を実施（プロセス5と同様）

**臨時休業の継続**

**学校の再開**

※状況に応じ、体育スポーツ健康課と協議の上で、学校の一部（学級単位、学年単位）又は全部での臨時休業を継続する場合がある。

（注）生徒が濃厚接触者に特定されPCR検査等で陰性となった場合でも、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間を基準として出席停止（保健所からの助言を踏まえ、健康観察を経た上で出席停止を解除）。（教職員の場合も同様）